

定期報告Q & A

電子申請

問1 定期報告は、原則として電子申請と聞いているが、電子申請に必要な手続等はあるのか。

(答)

- 1 電子申請を行う場合、関係法令の規定により、電子証明書と併せて送信しなければならないとされていることから、電子証明書の発行手続が必要であり、また、電子証明書の発行等には、次のとおり手数料等が必要となります。

サービス名	運営機関	形態	取得費用	備考
公的個人認証サービス（住民基本台帳カードに追加）	都道府県	ICカード	500円(3年)	住民基本台帳カードを持っていない場合、別途、発行費用500円程度必要
商業登記に基礎を置く電子認証制度	東京法務局	FD	7,900円(1年)	FDに入った情報をダウンロードしたパソコンからのみ申請が可能
ビジネス認証サービス等	日本商工会議所等	ICカード等	10,500円～ 38,400円(1年)	

電子証明書の形態がICカードの場合、カードリーダーが必要。安価なものは3,500円程度。

- 2 このように、電子申請に当たっては、費用負担を伴いますが、電子政府の推進の観点から、電子証明書の発行手続等を行い、電子申請を御利用いただければ幸いです。
- 3 書面により報告する場合は、農林水産省のホームページからダウンロードしたエクセルのフォーマットに必要事項を入力した後に、ファイルをフロッピーディスクやCD-R等に保存の上、農林水産省あての報告にフロッピーディスクやCD-R等を同封いただくなど、円滑な情報整理を進めるための御協力をお願いします。

送付先

問2 書面により報告する場合、どこに送付するのか。

(答)

書面による定期報告書を送付する場合は、主たる事務所の所在地を管轄する地方農政局、地方環境事務所及び業所管官庁の地方支分部局（送付先一覧表参照）にそれぞれ送付して下さい。

例えば、東京都に主たる事務所がある経済産業省所管の事業者の場合は、関東農政局生産経営流通部食品課、関東地方環境事務所廃棄物・リサイクル対策課及び関東経済産業局資源エネルギー環境部環境・リサイクル課にそれぞれ送付する必要があります。

なお、電子申請の場合は、農林水産省に電子申請していただければ、農林水産省が環境省及び業所管官庁に回付しますので、環境省及び業所管官庁に重ねて電子申請する必要はありません。ただし、エクセルのフォーマットに入力する際、あて先の大臣を適切に選択する必要がありますので、御注意下さい。

《送付先一覧表》

省庁名	地方部局名	管轄区域	住所	電話番号	FAX番号
農林水産省	農林水産省総合食料局 食品産業企画課 食品環境対策室	北海道	〒100-8950 東京都千代田区 霞が関1-2-1	03-3502-8111 内線4140	03-3508-2417
	東北農政局 生産経営流通部食品課	青森県、岩手県、 宮城県、秋田県、 山形県、福島県	〒980-0014 宮城県仙台市青 葉区本町3-3-1 仙台第1合同庁 舎	022-263-1111 内線4337	022-217-4180
	関東農政局 生産経営流通部食品課	茨城県、栃木県、 群馬県、埼玉県、 千葉県、東京都、 神奈川県、山梨 県、長野県、静 岡県	〒330-9722 埼玉県さいたま 市中央区新都心 2-1さいたま新 都心合同庁舎2 号館	048-600-0600 内線3131	048-740-0081
	北陸農政局 生産経営流通部食品課	新潟県、富山県、 石川県、福井県	〒920-8566 石川県金沢市広 坂2-2-60金沢広 坂合同庁舎	076-263-2161 内線3397	076-232-5824
	東海農政局 生産経営流通部食品課	愛知県、岐阜県、 三重県	〒460-8516 愛知県名古屋市 中区三の丸1-2- 2	052-201-7271 内線2349	052-219-2670
	近畿農政局 生産経営流通部食品課	滋賀県、京都府、 大阪府、兵庫県、 奈良県、和歌山 県	〒602-8054 京都府京都市上 京区西洞院通下 長者町下ル丁子	075-451-9161 内線2391	075-414-7345

			風呂町京都農林 水産総合庁舎		
	中国四国農政局 生産経営流通部食品課	鳥取県、島根県、 岡山県、広島県、 山口県、香川県、 徳島県、愛媛県、 高知県	〒700-8532 岡山県岡山市下 石井1-4-1岡山 第2合同庁舎	086-224-4511 内線2152	086-232-7225
	九州農政局 生産経営流通部食品課	福岡県、佐賀県、 長崎県、熊本県、 大分県、宮崎県、 鹿児島県	〒860-8527 熊本県熊本市二 の丸1-2熊本合 同庁舎	096-353-3561 内線4286	096-324-1439
	沖縄総合事務局 農林水産部食料流通課	沖縄県	〒900-0006 沖縄県那覇市お もろまち2-1-1 那覇第2地方合 同庁舎2号館	098-866-0031	098-860-1179
環境省	北海道地方環境事務所 環境対策課	北海道	〒060-0808 北海道札幌市北 区北八条西2丁 目札幌第一合同 庁舎	011-299-1952	011-736-1234
	東北地方環境事務所 廃棄物・リサイクル対策課	青森県、岩手県、 宮城県、秋田県、 山形県、福島県	〒980-0014 宮城県仙台市青 葉区本町3-2-23 仙台第2合同庁 舎6F	022-722-2871	022-724-4311
	関東地方環境事務所 廃棄物・リサイクル対策課	茨城県、栃木県、 群馬県、埼玉県、 千葉県、東京都、 神奈川県、新潟 県、山梨県、静 岡県	〒330-6018 埼玉県さいたま 市中央区新都心 11-2明治安田生 命さいたま新都 心ビル18F	048-600-0814	048-600-0517
	中部地方環境事務所 廃棄物・リサイクル対策課	富山県、石川県、 福井県、長野県、 岐阜県、愛知県、 三重県	〒460-0001 名古屋市中区三 の丸2-5-2	052-955-2132	052-951-8889
	近畿地方環境事務所 廃棄物・リサイクル対策課	滋賀県、京都府、 大阪府、兵庫県、 奈良県、和歌山 県	〒540-6591 大阪府大阪市 中央区大手前1-7- 31大阪マーチャ ンダイズマー ビル8F	06-4792-0702	06-4790-2800
	中国四国地方環境事務所 廃棄物・リサイクル対策課	鳥取県、島根県、 岡山県、広島県、 山口県	〒700-0984 岡山県岡山市桑 田町18-28明治 安田生命岡山桑 田町ビル1、4F	086-223-1584	086-224-2081
	中国四国地方環境事務所 高松事務所	徳島県、香川県、 愛媛県、高知県	〒760-0023 香川県高松市寿	087-811-7240	087-822-6203

	廃棄物・リサイクル対策課		町2-1-1高松第一生命ビル新館6F		
	九州地方環境事務所 廃棄物・リサイクル対策課	福岡県、佐賀県、長崎県、熊本県、大分県、宮崎県、鹿児島県、沖縄県	〒862-0913 熊本県熊本市尾ノ上1-6-22	096-214-0328	096-214-0354
財務省 (国税庁)	札幌国税局 課税第二部酒税課	北海道	〒060-0042 北海道札幌市中央区大通西10丁目札幌第二合同庁舎	011-231-5011	—
	仙台国税局 課税第二部酒税課	青森県、岩手県、宮城県、秋田県、山形県、福島県	〒980-8430 宮城県仙台市青葉区本町3丁目3番1号仙台合同庁舎	022-263-1111	—
	関東信越国税局 課税第二部酒税課	茨城県、栃木県、群馬県、埼玉県、新潟県、長野県	〒330-9719 埼玉県さいたま市中央区新都心1番地1さいたま新都心合同庁舎1号館	048-600-3111	—
	東京国税局 課税第二部酒税課	千葉県、東京都、神奈川県、山梨県	〒100-8102 東京都千代田区大手町1丁目3番3号大手町合同庁舎3号館	03-3216-6811	—
	金沢国税局 課税部酒税課	富山県、石川県、福井県	〒920-8586 石川県金沢市広坂2丁目2番60号金沢広坂合同庁舎	076-231-2131	—
	名古屋国税局 課税第二部酒税課	岐阜県、静岡県、愛知県、三重県	〒460-8520 愛知県名古屋市中区三の丸3丁目3番2号名古屋国税総合庁舎	052-951-3511	—
	大阪国税局 課税第二部酒税課	滋賀県、京都府、大阪府、兵庫県、奈良県、和歌山県	〒540-8541 大阪府大阪市中央区大手前1丁目5番63号大阪合同庁舎第3号	06-6941-5331	—
	広島国税局 課税第二部酒税課	鳥取県、島根県、岡山県、広島県、山口県	〒730-8521 広島県広島市中区上八丁堀6番30号広島合同庁舎1号館	082-221-9211	—
	高松国税局	徳島県、香川県、	〒760-0018	087-831-3111	—

	課税部酒税課	愛媛県、高知県	香川県高松市天神前2番10号高松国税総合庁舎		
	福岡国税局 課税第二部酒税課	福岡県、佐賀県、 長崎県	〒812-8547 福岡県福岡市博多区博多駅東2丁目11番1号福岡合同庁舎	092-411-0031	—
	熊本国税局 課税部酒税課	熊本県、大分県、 宮崎県、鹿児島県	〒860-8603 熊本県熊本市二の丸1番2号熊本合同庁舎1号館	096-354-6171	—
	沖縄国税事務所 間税課	沖縄県	〒900-8554 沖縄県那覇市旭町9番地沖縄国税総合庁舎	098-867-3601	—
	※この他に税務署があります。				
厚生労働省	厚生労働省健康局 生活衛生課	47都道府県	〒100-8916 東京都千代田区霞が関1-2-2	03-5253-1111 内線2439	03-3501-9554
経済産業省	北海道経済産業局 資源エネルギー環境部 環境対策課	北海道	〒060-0808 北海道札幌市北区北8条西2丁目札幌第1合同庁舎	011-709-2311	011-726-7474
	東北経済産業局 資源エネルギー環境部 循環型産業振興課	青森県、岩手県、 宮城県、秋田県、 山形県、福島県	〒980-8403 宮城県仙台市青葉区本町3丁目3番1号	022-263-1206	022-213-0757
	関東経済産業局 資源エネルギー環境部 環境・リサイクル課	東京都、茨城県、 群馬県、栃木県、 埼玉県、千葉県、 神奈川県、山梨県、 新潟県、長野県、 静岡県	〒330-9715 埼玉県さいたま市中央区新都心1番地1	048-600-0293	048-601-1290
	中部経済産業局 資源エネルギー環境部 環境・リサイクル課	岐阜県、愛知県、 三重県、富山県、 石川県	〒460-8510 愛知県名古屋市中区三の丸2丁目5番地2号	052-951-2768	052-951-2568
	近畿経済産業局 資源エネルギー環境部 環境・リサイクル課	滋賀県、京都府、 大阪府、兵庫県、 奈良県、和歌山県、 福井県	〒540-8535 大阪府大阪市中央区大手前1丁目5番地44号	06-6966-6018	06-6966-6081
	中国経済産業局 資源エネルギー環境部 環境・リサイクル課	鳥取県、島根県、 岡山県、広島県、 山口県	〒730-8531 広島県広島市中区上八丁堀6番30号	082-224-5676	082-224-5647
	四国経済産業局 資源エネルギー環境部	徳島県、香川県、 愛媛県、高知県	〒760-8512 香川県高松市サ	087-811-8534	087-811-8559

	環境・リサイクル課		ホ-ト3番33号 高松ホ-ト合同 庁舎		
	九州経済産業局 資源エネルギー環境部 リサイクル推進課	福岡県、佐賀県、 長崎県、熊本県、 大分県、宮崎県、 鹿児島県	〒812-8546 福岡県福岡市博 多区博多駅東2 丁目11番1号	092-482-5471	092-482-5554
	沖縄総合事務局 経済産業部環境資源課	沖縄県	〒900-0006 沖縄県那覇市お もろまち2-1-1 那覇第2地方合 同庁舎2号館	098-866-0068	098-860-3710
国土交通省	北海道運輸局 企画観光部 観光地域振興課※1	北海道	〒060-0042 北海道札幌市中 央区大通西10丁 目札幌第2合同 庁舎	011-290-2722	011-290-2702
	海事振興部旅客・船舶産 業課※2		〒047-0007 北海道小樽市港 町5-3小樽港湾 合同庁舎	0134-27-7176	0134-23-4264
	東北運輸局 企画観光部 観光地域振興課※1	青森県、岩手県、 宮城県、秋田県、 山形県、福島県	〒983-8537 宮城県仙台市宮 城野区鉄砲町1 番地仙台第4合 同庁舎	022-380-1001	022-791-7538
	海事振興部海事産業課※2			022-791-7512	022-299-8875
	関東運輸局 企画観光部 観光地域振興課※1	茨城県、栃木県、 群馬県、埼玉県、 千葉県、東京都、 神奈川県、山梨 県	〒231-8433 神奈川県横浜市 中区北仲通5-57 横浜第2合同庁 舎	045-211-7265	045-201-8807
	海事振興部旅客課※2			045-211-7214	045-201-8788
	北陸信越運輸局 企画観光部 観光地域振興課※1	新潟県、富山県、 石川県、長野県	〒950-8537 新潟県新潟市中 央区万代2丁目2 番1号	025-244-6118	025-244-6119
	海事振興部海事産業課※2			025-244-6113	025-248-7271
中部運輸局 企画観光部 観光地域振興課※1	福井県、岐阜県、 静岡県、愛知県、 三重県	〒460-8528 愛知県名古屋市 中区三の丸2-2- 1名古屋合同庁 舎第1号館	052-952-8009	052-952-8085	
海事振興部旅客課※2			052-952-8013	052-952-8084	
近畿運輸局 企画観光部 観光地域振興課※1	滋賀県、京都府、 大阪府、兵庫県 (※1のみ)、奈良 県、和歌山県	〒540-8558 大阪府大阪市 中央区大手前4-1- 76大阪合同庁 舎4号館12F	06-6949-6411	06-6949-6135	

海事振興部旅客課※2			06-6949-6416	06-6949-6457
神戸運輸監理部 海事振興部旅客課※2	兵庫県（※2のみ）	〒650-0042 兵庫県神戸市中央区波止場町1番1号神戸第2地方合同庁舎5F・6F	078-321-3146	078-321-7026
中国運輸局 企画観光部 観光地域振興課※1	鳥取県、島根県、岡山県、広島県、山口県	〒730-8544 広島県広島市中区上八丁堀6番30号広島合同庁舎4号館	082-228-8701	082-228-9412
海事振興部旅客課※2			082-228-3679	082-228-7309
四国運輸局 企画観光部 観光地域振興課※1	徳島県、香川県、愛媛県、高知県	〒760-0068 香川県高松市松島町1丁目17番33号	087-835-6357	087-835-6373
海事振興部旅客課※2		〒760-0064 香川県高松市朝日新町1丁目30番高松港湾合同庁舎	087-825-1183	087-821-6319
九州運輸局 企画観光部 観光地域振興課※1	福岡県、佐賀県、長崎県、熊本県、大分県、宮崎県、鹿児島県	〒812-0013 福岡県福岡市博多区博多駅東2-11-1	092-472-2920	092-472-2334
海事振興部旅客課※2			092-472-3155	092-472-3301
沖縄総合事務局 運輸部企画室※1	沖縄県	〒900-0006 沖縄県那覇市おもろまち2-1-1那覇第2地方合同庁舎2号館	098-866-0031	098-860-2369
運輸部総務運航課※2			098-866-0064	098-860-2369

※1 旅館業（但し、国際観光ホテル整備法の登録ホテル・旅館に限る。）

※2 沿海旅客海運業、内陸水運業

数値の記載方法

問3 記載する数値に、四捨五入や有効数字のルールはあるのか。

(答)

- 1 発生原単位以外の数値は、原則として、小数点以下を四捨五入した整数値を記載いただければ結構です。ただし、小数点以下の記載を規制するものではありません。
- 2 発生原単位は、農林水産省のホームページからダウンロードしたエクセルのフォーマットを利用すれば、自動計算が設定されていますので、入力する必要はありません。
なお、手書きの場合は、有効数字3桁目を四捨五入した有効数字2桁の数値を記載して下さい。

食品廃棄物等の発生量

問4 食品の製造の委託をしている場合、食品廃棄物等の発生量は、委託業者、受託業者のどちらの発生量となるのか。

(答)

製造の委託によって発生した食品廃棄物等は、発注者でなく製造を受託した事業者が発生させたこととなります。

食品廃棄物等の発生量と密接な関係をもつ値

問5 食品廃棄物等の発生量と密接な関係をもつ値は、売上高を必須としているが、単位にルールはあるのか。

(答)

売上高の単位は、千円として下さい。

発生原単位

問6 食品廃棄物等の発生量と密接な関係をもつ値として、売上高以外の製造数量等を選択した場合、発生原単位は、どちらの値を基にした発生原単位を記載するのか。

(答)

発生原単位は、農林水産省のホームページからダウンロードしたエクセルのフォーマットを利用すれば、自動計算が設定されていますので、入力する必要はありません。

なお、手書きの場合は、売上高及び売上高以外の製造数量等の値に基づく両方の発生原単位を記載して下さい。

熱回収

問7 熱回収の要件を満たさない場合、どの表に記載すればよいのか。

(答)

熱回収の要件を満たさない熱（又は電気）利用は、焼却処分と同じであることから、表9の食品廃棄物等の廃棄物としての処分の実施量に記載して下さい。

特定肥飼料等の製造量

問8 特定肥飼料等の製造量の単位が異なることも想定されるが、業種ごとの小計欄及び総計欄はどのように記載するのか。

(答)

特定肥飼料等の種類によっては、製造量の単位が「t」、「m³N」等と異なることから、特定肥飼料等の製造量の単位が異なる場合は、業種ごとの小計欄及び総計欄を記載する必要はありません。

問9 特定肥飼料等の製造の委託先又は譲渡先が多数に上る場合、全て記載しなければならないのか。

(答)

特定肥飼料等の製造量は、委託先又は譲渡先ごとに記載することとなっています。

しかし、食品関連事業者によっては、特定肥飼料等の製造の委託先又は譲渡先が100業者以上に上るといわれています。

このような場合、全ての委託先又は譲渡先を記載することは、事業者が必要以上の負担をかけることとなることから、委託先又は譲渡先が3業者以上の場合は、

- ① 委託先又は譲渡先の業者の欄のうち上部については、再生利用の実施量の最も多い業者分を記載し、
- ② 委託先又は譲渡先の業者の欄のうち下部については、「株式会社〇〇他△業者」と記載

して下さい。

なお、上記②の記載に当たっては、再生利用の実施量、特定肥飼料等の種類、製造量及び単位は、記載する必要はありません。

熱回収により得られた熱量

問10 熱回収の委託先又譲渡先が多数に上る場合、全て記載しなければならないのか。

(答)

熱回収は、得られる熱又は電気の量の要件があり、この要件を満たしているか否かを委託先又は譲渡先ごとに確認する必要があるため、全ての委託先又は譲渡先ごとに記載して下さい。